

# 横浜市出資法人等の保有する保有個人データの開示等に関する要綱

制 定 平成 17 年 6 月  
最近改正 令和 5 年 4 月

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、出資法人等の保有する保有個人データの開示等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「出資法人等」とは、横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき市長が指定する法人をいう。

2 市長は、前項に規定する法人を指定する場合において、当該法人と協議するものとする。

3 第 1 項の法人は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地方公社及び本市の出資率が 2 分の 1 以上の法人
- (2) 本市の債務保証や損失補償が、基本財産又は資本金の 2 分の 1 以上の法人
- (3) 市の補助金はその運営費の 2 分の 1 以上を占めている法人
- (4) 主な事業目的として市行政の一部を経常的に受託することとされている法人であって、受託料など市からの収入がその運営費の 3 分の 2 以上を占めている法人

(出資法人等が保有する保有個人データの開示等の指導)

第 3 条 市長は、出資法人等の保有する保有個人データの開示等の推進に関する規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な事項について指導を行うものとする。

(開示請求等に対する回答に係る協議等)

第 4 条 出資法人等は、必要があると認めるときは、保有個人データの開示請求、訂正等請求及び利用停止等請求（以下「開示請求等」という。）に対する回答について、実施機関（条例第 2 条第 2 項に定める実施機関をいう。以下同じ。）と協議することができる。

2 前項の場合において、実施機関は、当該出資法人等に対し、必要な助言又は指導を行うものとする。

(異議申出に係る協議等)

第 5 条 出資法人等は、開示請求等に対する回答について異議申出があったときは、当該異議申出を認める場合又は期間の経過などにより当該異議申出を拒否する場合を除いて、実施機関に対し助言を求めるものとする。ただし、出資法人等が当該異議申出について、第三者による審査機関を設置する場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、出資法人等は、異議申出等関係書類を、実施機関に助言を求める場合には実施機関に対し提出すること及び実施機関が横浜市情報公開・個人情報保護

審査会（以下「審査会」という。）に諮問する場合には審査会に対し提出することについて、あらかじめ異議申出人の同意を得ておくものとする。

- 3 第1項の規定により出資法人等から助言を求められた場合、実施機関は、出資法人等に対し、開示請求等に対する回答の理由を説明した書面の提出を求めるものとする。
- 4 第1項の規定により出資法人等から助言を求められた場合、実施機関は、市民局市民情報課と協議を行い、協議の結果、必要と判断される場合は、審査会に諮問することができる。審査会に諮問するときは、前項の書面を付し、及び当該異議申出に対する実施機関の意見を示し、審査会に諮問するものとする。
- 5 前項の規定により審査会に諮問したときは、実施機関は、当該出資法人等に審査会に諮問した旨を通知するものとする。
- 6 前項の諮問した旨の通知を受けた出資法人等は、異議申出人に対し、審査会に諮問された旨の通知をするものとする。
- 7 第4項の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申があったときは、その旨を当該出資法人等に通知するものとする。  
第4項の規定による諮問を行わなかったときは、実施機関は、当該出資法人等に実施機関の助言の内容を通知するものとする。
- 8 前項の規定により通知を受けた出資法人等は、当該答申又は実施機関の助言を尊重して、異議申出に対する回答を行うものとする。

（出資法人等の規程の公表）

第6条 市長は、出資法人等が定めた出資法人等の保有する保有個人データの開示等に関する規程を、一般の閲覧に供するものとする。

（実施状況の報告）

第7条 市長は、毎年1回、出資法人等の開示請求等に関する実施状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。